土地有償譲渡届出が必要な土地取引

- ①都市計画施設(道路、公園など)の区域内にある土地で<u>200</u>㎡以上の土地を譲り渡そうとする場合。 (土地の一部が区域内にある場合を含む。)
- ②都市計画区域内にあって10,000㎡以上の土地を譲り渡そうとする場合。
- ③①、②以外で法第4条に定められた土地を譲り渡そうとする場合。
- ※贈与や寄付など無償贈与の場合は必要ありません。
- ※有償譲渡であっても、都市計画法など他法令に基づく届出となる場合があります。

土地有償譲渡届出を行う時期

有償譲渡が具体化し、譲渡の相手方、譲渡の予定金額がほぼ定まったとき。

※譲渡制限期間がありますのでご注意ください。(届出から概ね3週間)

土地有償譲渡届出に必要な書類

No.	書 類 名	内 容 等	部数	備考
1	土地有償譲渡届出書	様式に必要事項を記入してください。	1	
2	位置図	縮尺 1 0, 0 0 0 分の 1 程度の地図に土地の位置を朱色で示したもの。 または、それと同等のもの。(A 4 版程度)	1	例: 島田市都市計画図 1/10,000
3	案内図	縮尺 2,5 0 0 分の 1 程度の地図に土地の位置、 形状を朱色で示したもの。 または、それと同等のもの。(A 4 版程度)	1	例: 島田市都市計画図 1/2,500
4	公図等	隣接地を含む公図写に土地の形状を朱色で示したもの。	1	
5	登記簿謄本	土地の地番、地積、所有者等が確認できるもの。	1	
6	委任状	(代理人が届け出る場合に必要)	1	

- ※ 譲り渡そうとする者、譲り渡そうとする相手方等が法人の場合、法人を代表する者(例:代表取締役) の役職・氏名まで記載すること
- ●詳しくは、島田市役所都市政策課までお問い合わせください。

〒427-8501 島田市中央町1番の1 島田市役所 都市基盤部 都市政策課 電話0547-36-7177